第２４回　農業委員会総会議事録

日　時　　令和７年６月２５日　　１３：３０～１３：４４
場　所　　役場庁舎　会議室
出席委員（承認印）

１番 垉田	２番 八田	３番 佐藤	４番 内田	５番 大島	６番 鈴木	７番 山口
８番 水崎	９番 柴田	10 番 加茂	11 番 水崎	12 番 濱野	13 番 出羽	

欠席委員：なし
議案説明のため出席した職員：野原事務局長、向中野主事

１　開会

２　議事録署名委員の指名

５番　　大島委員
６番　　鈴木委員

３　報告事項
（１）諸般の報告について
（２）６月の業務報告について
（３）７月の業務予定について

４　議案
第１号　農地法第５条の規定による許可申請について
第２号　現況証明願の承認について

５　協議事項
（１）農地のあっせんについて
（２）その他

６　その他
（１）次回の総会　　７月２５日（金）午後１時３０分から
（２）その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第２４回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立をお願い致します。礼。お座り下さい。 ただ今の出席委員数は、１３名で定足数に達しております。 これより先は議長の進行でお願い致します。
議長	皆さん、暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。 それではさっそく総会を進めてまいりたいと思います。 日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 ５番　大島委員、６番　鈴木委員　この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）の諸般の報告について 私の方から。 先月２７日から２９日にかけて、全国会長大会ということで東京に行かせていただいたわけですけども、大会は例年通り終わりまして、政治家の方５名と話をしてきました。ちょうど小泉さんに農水大臣が代わってすぐだったということでですね、お米の話が中心になってしまったんですけども、森山裕さんの方からは、農業者が使えるような補助金が村の方に多めにいきますんで、そのへん首長と話して使ってみたらいいんじゃないかという話をしたんですけども、ただ実際にそうなるかどうかはちょっと。ならないですねきっと。そういうような形で例年通り行ってきたというような形です。 そして農水の方にも行ってきてですね、新しい農業委員会担当の課長と会ってきました。その中で３条のことを聞いたわけですけども、ペナルティはないし、Ｌ資金が使えなくなるとか補助金があたらなくなるとかそういうようなことは、前の課長はちらつかせていたわけなんですけども、農業会議の方もそれはどういうふうになっていくかわからないよというような話をしていたわけなんですけども、新しい課長さんに聞いてみたところ、３条は現実にある法律なので、今まで通り使っていいしペナルティもないし目標地図にのっていれば同じく補助金もＯＫだよということで、今まで心配していたことがパッと晴れたというか。農業委員会としては勧めるべきものではないんですけども、まあ安心して静かに使えるというような形で言われてですね、自分たちは安心して帰ってきたような次第です。 何か聞きたいことありますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	終わった後でも何かあれば。 それでは皆さんの方から報告ありますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それでは（２）６月の業務報告 及び （３）７月の業務予定について 事務局から説明願います。

事務局長	議案３ページをご覧ください。 （２）６月の業務報告についてですが、 １５日、平和祭が例年通り開催されまして、出羽会長に出席していただいております。 ２４日、６月議会定例会がございまして、出羽会長に出席いただいております。 ２６日、札幌で開催されます北海道農業会議総会に出羽会長出席予定となっております。 次に（３）７月の業務予定についてですが、 １１日に農業後継者新規就農者及び農業後継者配偶者激励会を開催し、出羽会長が出席予定です。 １７日、南十勝の会長・代理・事務局長対象の研修会が中札内村で開催されます。出羽会長、垰田代理、野原が参加する予定となっております。視察先については、農協の枝豆工場を見せていただく予定となっております。 以上となります。
議長	以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。 議案第１号　農地法第５条の規定による許可申請について 番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第１号について朗読説明】 なお、総会資料１ページから３ページに調査書をお付けしていますが、 本案件は、許可基準については全てクリアしており、許可相当と判断しております。 また、本転用案件については、３０アールを超える案件となっており、 農地以外のものにする行為にあたるため７月中旬の北海道農業会議の意見聴取で許可相当と判断されたのちに、許可しようとするものです。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。 ８番　水崎保好委員　　何か補足などありませんか。
水崎保好委員	ありません。
議長	１１番　水崎勝秀委員　　何か補足などありませんか。
水崎勝秀委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。

委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、議案第１号、番号１番は原案どおり可決決定されました。 議案第２号　現況証明願の承認について 番号１番について事務局から説明願います。
事務局	【議案第２号　番号１番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは番号１番について、現地確認委員３名を代表して ２番 八田委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、それぞれ採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定されました。 番号２番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第２号　番号２番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは番号２番について、現地確認委員３名を代表して ３番 佐藤委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
佐藤委員	ありません。

議長	それでは番号２番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、それぞれ採決に入ります。 番号２番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号２番は原案どおり可決決定されました。 以上で議案審議を終わります。 次に日程５の協議事項に入ります。 （１）農地のあっせんについて 売買の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項（１）について朗読説明】
議長	ただいま説明がありました。 それでは、売買の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。 それでは売買の番号１番について、あっせん委員の指名をします。 ３番佐藤委員、５番大島委員、１０番加茂委員を指名いたします。 なお、協議事項については、総会終了後に行ってください。 次に協議事項（２）その他については、事務局からないようですので、 皆さんから何かございますか？
委員	（「ナシ」の声）
議長	なければ、続いて、日程６（１）その他ですが （１）次の総会の日程について事務局からお願いします。

事務局長	（１）次回の総会ですが、７月２５日（金）午後１時３０分から 役場・会議室でお願いいたします。
議長	次回の総会は、７月２５日金曜日の午後１時３０分からということで 開催場所は、役場庁舎・会議室でお願いいたします。 （２）その他 事務局から何かありますか。
事務局長	ありません。
議長	その他　皆さんから何かありますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それではないようですので、以上で第２４回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした。」の声） （１３時４４分閉会）